

**税金**  
**トレンド!** ZEIKIN TREND

税金の「今」  
がわかる!

遺言書保管制度開始から1年  
積極的利用でスムーズな相続税申告を

# 遺言と遺言書保管制度の利用

被相続人が亡くなったとき、避けて通ることができないのが相続の問題です。遺言書が無いと相続人間でトラブルが生じやすく、いつまでも遺産分割協議がまとまらないのは遺族にとって不幸なことです。また、相続税申告期限までに遺産分割協議がまとまらなると、後から更正の請求や修正申告が必要になるなど、手続き面でも良いことはありません。遺族のためには、遺言書が存在することがベターです。最近は「終活」も浸透してきており、エンディングノートなどを作成する過程で遺言書を作成する人も増えてきました。



令和2年7月10日からは、自筆証書遺言を法務局で保管できる制度（自筆証書遺言書保管制度）も開始されていますので、積極的に利用したいものです。

## 1 遺言には2種類ある

### ① 自筆証書遺言

作成方法	自書能力さえあれば、遺言者本人が一人で作成することができます。自分で作成するため、特別な費用はかかりません。
保管方法	遺言者本人の判断で適宜の方法により保管する方法と、遺言書保管制度を利用して法務局に預ける方法があります。
メリット	他者の関与なしに作成できる手軽さがあります。費用もあまりかかりません。
デメリット	遺言者本人の判断で適宜の方法により保管した場合は、遺言者の死亡後、相続人が遺言書を発見できない可能性があり、発見できたとしても家庭裁判所での「検認」が必要で、不備を理由に無効となる可能性があります。また、遺言書の紛失や改ざんを理由に、相続人間で相続内容をめぐって紛争が起きる可能性があります。遺言書保管制度を利用した場合は、このようなデメリットはほぼありません。

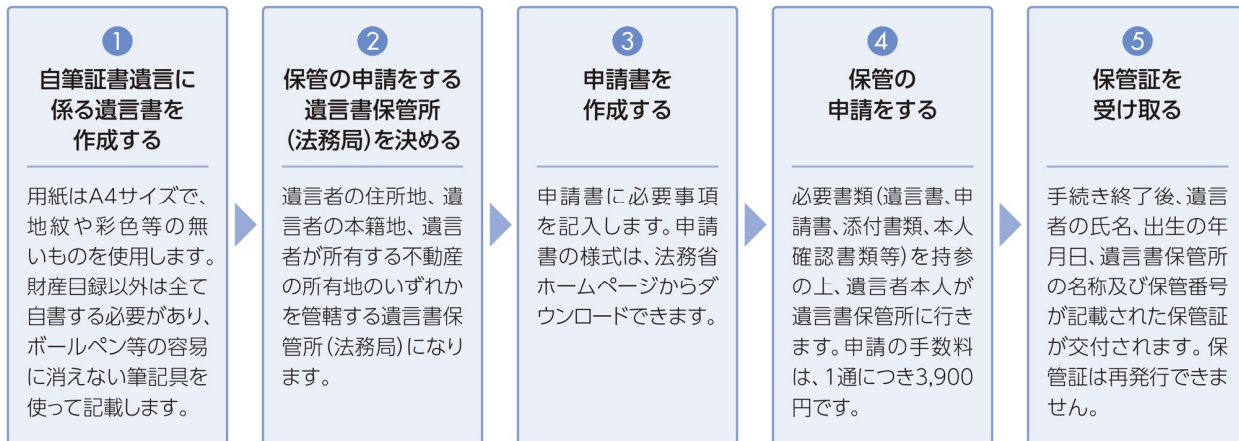
### ② 公正証書遺言

作成方法	公証人関与のもと、2名以上の証人が立ち会って、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口頭で伝えます。公証人は、遺言能力や遺言内容の有効性の確認や遺言内容についての助言を行います。
保管方法	原本は公証役場において厳重に保管されます。
メリット	形式的な不備が無く、法的にしっかりした遺言書が作成できます。また、原本は公証役場に保管されますので、紛失や改ざんのおそれがありません。
デメリット	公証人に対する手数料が高額になることがあります。また、戸籍謄本や住民票など必要書類を取り寄せる手数料もかかります。

## 2 遺言書保管制度

### 遺言者の手続き

#### (1) 遺言書の保管の申請



#### (2) 遺言書の閲覧

遺言者の生前は、遺言者のみ閲覧することができます。

原本の閲覧は、保管の申請を行った遺言書保管所のみ可能で、手数料は1回につき1,700円です。画像データをモニターで閲覧する場合は、全国どこの遺言書保管所でも閲覧可能で、手数料は1回につき1,400円です。

#### (3) 遺言書の撤回

遺言書保管所に保管されている遺言書について、保管の申請の撤回をすることができます。

#### (4) 変更の届出

保管の申請時以降に氏名、住所等に変更が生じたときには、遺言書保管所にその旨を届け出ます。

※(1)~(4)の手続きを行う際は、事前の予約が必要です。

### 相続人等の手続き(遺言者の死亡後)

#### (1) 遺言書保管事実証明書の請求

相続人や受贈者等は、自分を相続人や受贈者等とする遺言書が保管されているか否か確認することができます。全国どこの遺言書保管所でも請求できます。手数料は1通につき800円です。請求に当たっては、遺言者の戸籍(除籍)謄本、請求人の住民票の写しや戸籍謄本などが必要です。

#### (2) 遺言書情報証明書の交付の請求

相続人や受贈者等は、遺言書保管所に保管されている遺言書の内容を証明する遺言者情報証明書を請求することができます。手数料は1通につき1,400円です。請求に当たっては、法定相続情報一覧図の写しを活用すると良いでしょう。

#### (3) 遺言書の閲覧

相続人や受贈者等は、遺言書保管所で保管されている遺言書の原本または画像データを閲覧することができます。原本の閲覧は、保管の申請を行った遺言書保管所のみ可能で、手数料は1回につき1,700円です。画像データをモニターで閲覧する場合は、全国どこの遺言書保管所でも閲覧可能で、手数料は1回につき1,400円です。

※(1)~(3)の手続きを行う際は、事前の予約が必要です。



### 自筆証書遺言書保管制度のメリット

自筆証書遺言のメリットを損なわず、検認が不要、保存が確実、改ざん等のおそれ也没有。また、相続人の誰かが遺言書情報証明書を取得または遺言書の閲覧をしたときは、遺言書保管所の遺言者保管官からその他の関係相続人等に対して、遺言書を保管している旨が通知されますので安心です。